

三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）

<中間案>

令和5年12月

三重県教育委員会

【目次】

I 全国における公立夜間中学の設置状況について

1 公立夜間中学設置の経緯	P1
2 公立夜間中学の一例	P1
3 全国の設置状況	P2
4 全国の公立夜間中学の状況	P3

II 三重県における取組状況について

1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況	P8
2 設置場所について	P8
3 みえ夜間学級体験教室「まなみえ」	P9

III 三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）

IV 三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

IV-1 芽生える

1 学びの機会の確保	P14
2 不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくり	P15
3 誰もが通いやすい学習環境の実現	P15
4 I C Tの活用	P15
5 多文化共生のための環境づくり	P15
6 身体的・経済的不安への対応	P16
7 教育相談体制の充実	P16

IV—2 伸びる

- 1 一人ひとりのニーズに応じた学習計画 ······ P17
- 2 実生活に役立つ魅力ある授業づくり ······ P17
- 3 キャリア教育の充実 ······ P18
- 4 学校行事や体験活動等の充実 ······ P18
- 5 健康・レジリエンス教育の充実 ······ P18

IV—3 広がる

- 1 人とのつながり ······ P19
- 2 地域・社会とのつながり ······ P19
- 3 未来とのつながり ······ P19

IV—4 円滑な学校運営のために

- 1 教職員の働きやすさの確保 ······ P20
- 2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 ······ P20
- 3 関係機関等との連携 ······ P20
- 4 県内の教職員へ理念の普及 ······ P20
- 5 県民への広報・周知 ······ P20

資料編 ······ P21

I 全国における公立夜間中学の設置状況について

1 公立夜間中学設置の経緯

- ・夜間中学は、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒が多くいたことから、それらの生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に生まれた中学校に付設された学級。
- ・近年、夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者だけでなく、不登校などさまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国で義務教育を修了していない外国籍の者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されている。
- ・こうした状況の中、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」）では、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。
- ・さらに、平成30年6月、第3期教育振興基本計画が閣議決定され、政府は、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとした。
- ・令和5年6月、第4期教育振興基本計画においても、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとされた。

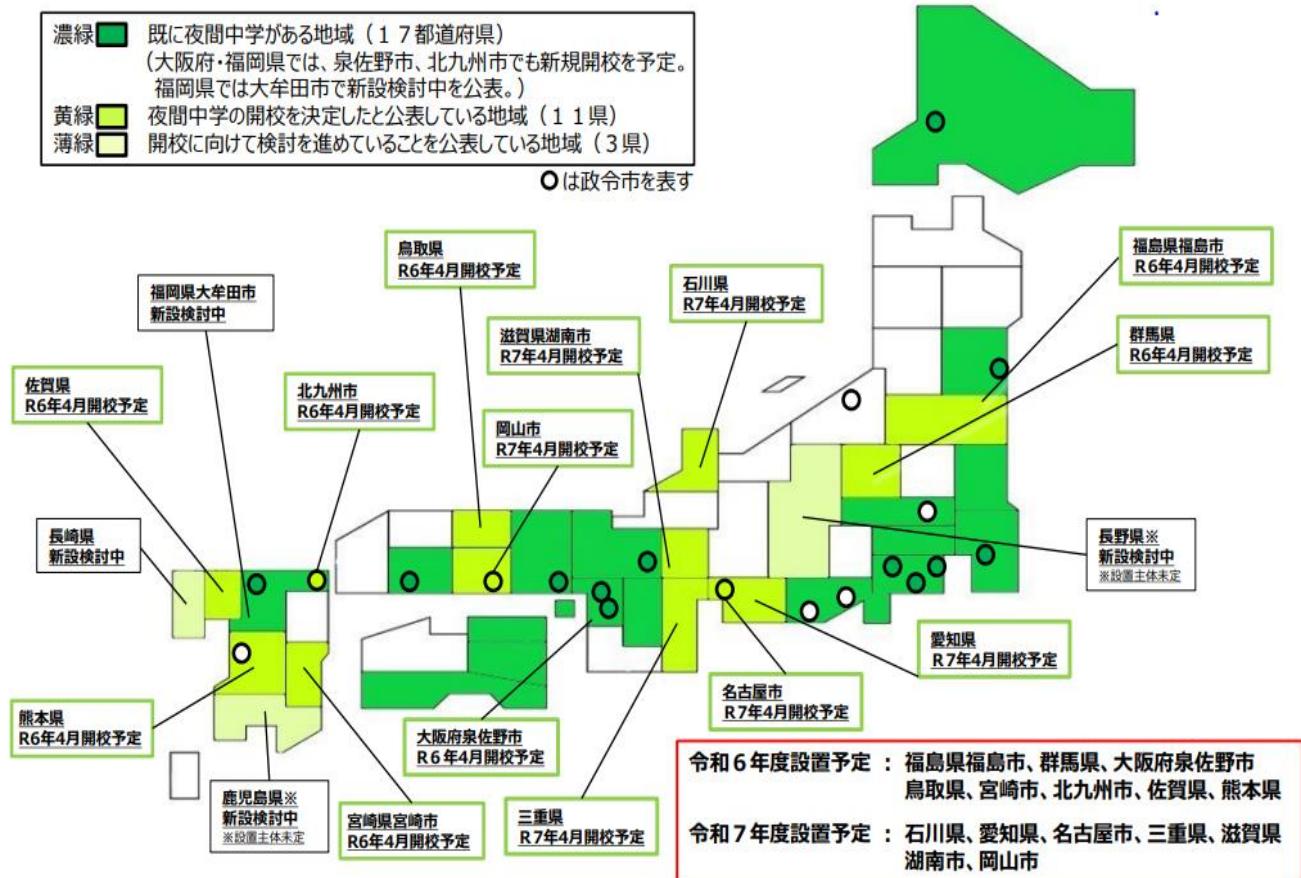
2 公立夜間中学の一例

項目	内 容
授業日	<input type="radio"/> ○昼間の中学校と同じく平日週5日 <input type="radio"/> ○夏季休業、冬季休業等も昼間の中学校と同じ時期
教員	<input type="radio"/> ○教員免許を持った公立中学校教諭
学ぶ教科	<input type="radio"/> ○昼間の中学校と同じく9教科
卒業認定	<input type="radio"/> ○公立夜間中学の課程を修了すれば、中学校卒業資格が得られる
授業の時間	<input type="radio"/> ○教育課程の特例（※）を活用し、1コマ40分の4時間授業 <input type="radio"/> ○始業時刻は17:30頃、終業時刻は21:00頃
入学対象者	<input type="radio"/> ○以下のすべてを満たす人 <ul style="list-style-type: none">・義務教育の年齢（満15歳）を超えた人・中学校を卒業していない人、または、卒業していても不登校等の理由により、学び直しを希望する人

※学齢経過者を夜間中学において教育する場合には、特別の教育課程の編成が認められている（授業時数の減が可能）。

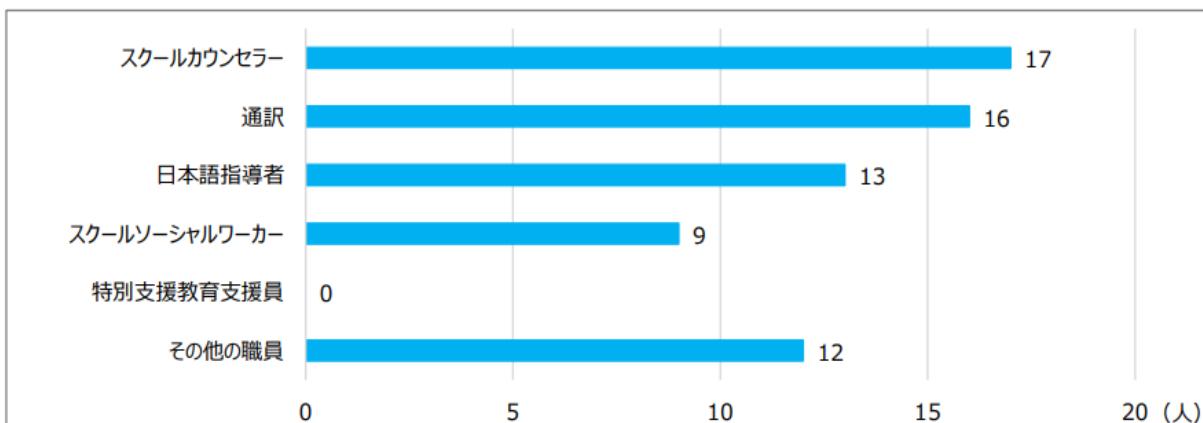
3 全国の設置状況

- 現在、公立夜間中学は、17都道府県に44校設置（令和5年4月時点）
- うち、県立夜間中学は、3県に3校設置（静岡県、徳島県、高知県）



【夜間中学の設置・検討状況（文部科学省HP掲載）より】

ウ その他の職員数

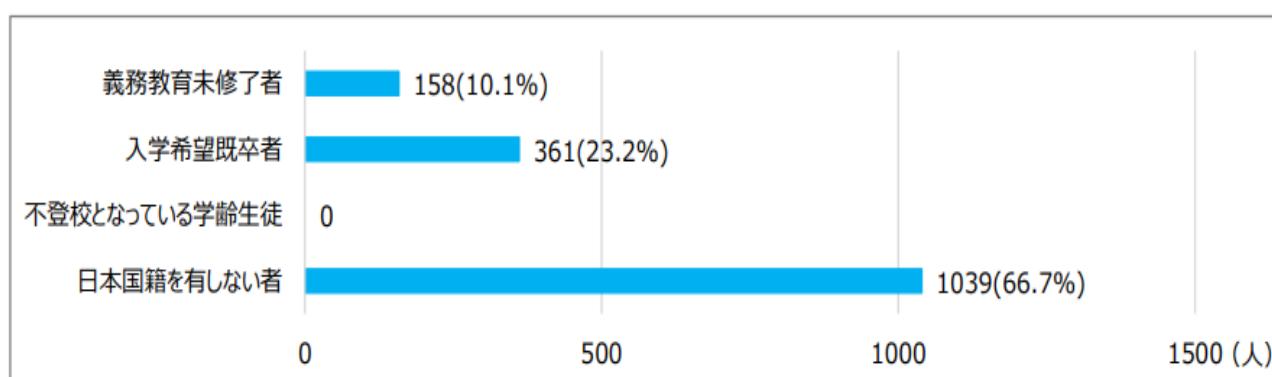


「その他」の主な内容

- 教員業務支援員
- ALT

(2) 生徒の実態

ア 生徒数 ★夜間中学に通う全生徒数 1,558人



イ 年齢別生徒数

() 内は割合 (%)

	学齢期	16~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
男	0	194	125	71	62	49	24	48	573
	(0.0)	(12.5)	(8.0)	(4.6)	(4.0)	(3.1)	(1.5)	(3.1)	(36.8)
女	0	123	145	128	168	137	107	177	985
	(0.0)	(7.9)	(9.3)	(8.2)	(10.8)	(8.8)	(6.9)	(11.4)	(63.2)
合計	0	317	270	199	230	186	131	225	1558
	(0.0)	(20.3)	(17.3)	(12.8)	(14.8)	(11.9)	(8.4)	(14.4)	(100.0)

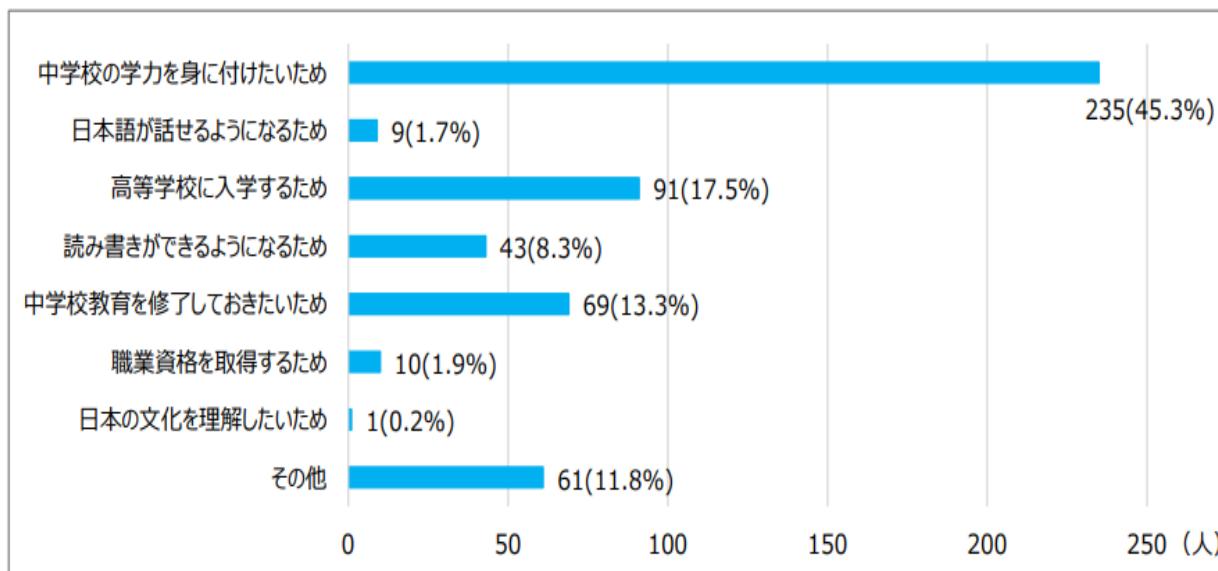
ウ 入学理由

() 内は割合 (%)

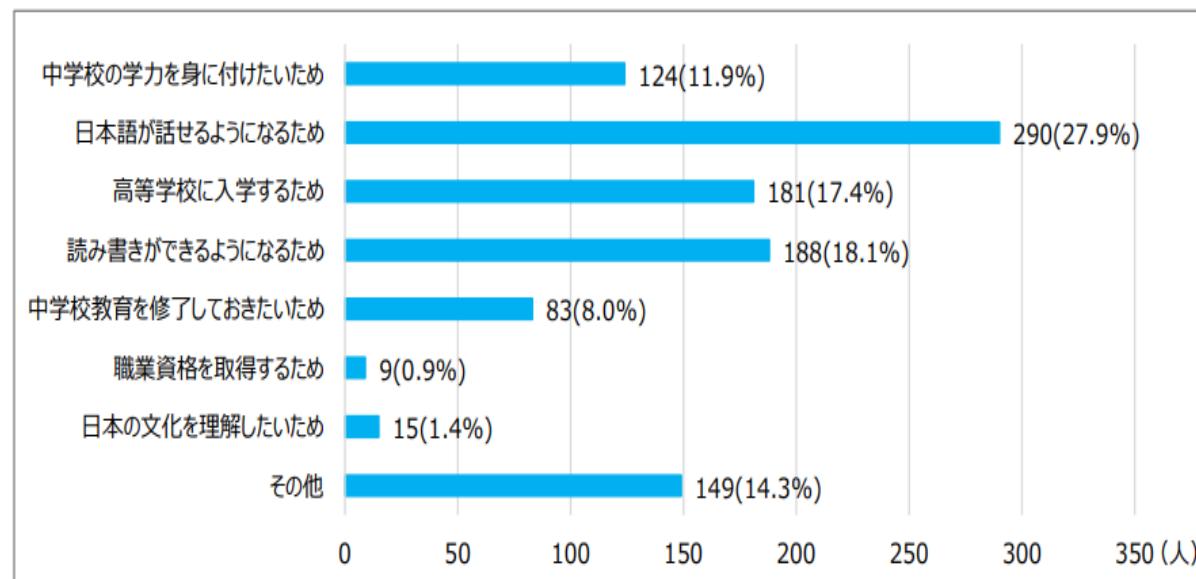
中学校程度の学力の習得	日本語会話能力の習得	高等学校入学	読み書きの習得	中学校教育の修了	職業資格の取得	日本の文化理解	その他 ※入学理由不明含む	合計
359	299	272	231	152	19	16	210	1,558
(23.0)	(19.2)	(17.5)	(14.8)	(9.8)	(1.2)	(1.0)	(13.5)	(100.0)

(内訳)

【日本国籍を有する生徒】 519人



【日本国籍を有しない生徒】 1,039人



エ 令和3年度に夜間中学を卒業した生徒数

() 内は割合 (%)

	日本国籍を有する者	日本国籍を有しない者	合計
高等学校進学	32 (12.1)	97 (36.7)	129 (48.9)
専修学校進学	0 0.0	0 0.0	0 0.0
就職	3 (1.1)	19 (7.2)	22 (8.3)
その他 ※不明含む	47 (17.8)	66 (25.0)	113 (42.8)
合計	82 (31.1)	182 (68.9)	264 (100.0)

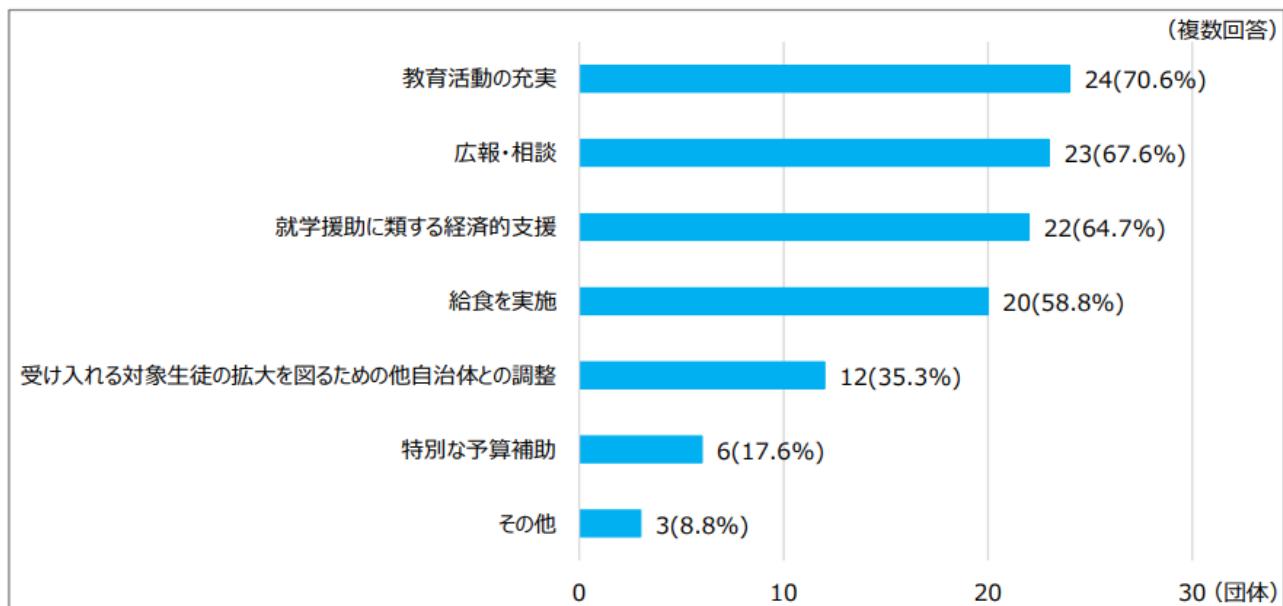
卒業生の 57 %が
高等学校進学または就職

「その他」の主な
理由は家事手伝
い

(3) 支援の状況

回答があつた夜間中学34校

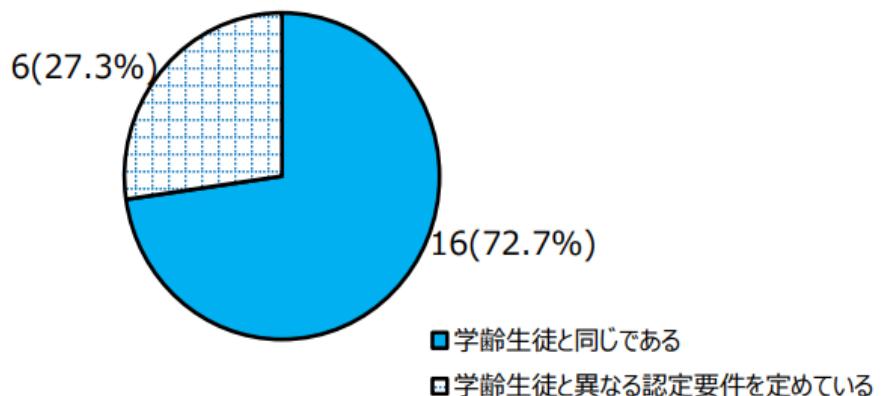
ア 支援の内容



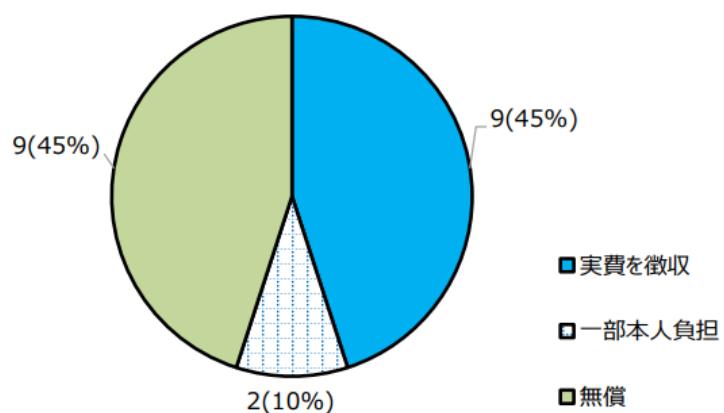
「その他」の主な内容

- ・設置検討自治体への支援

イ 経済的支援の状況 ★就学援助に類する経済的支援を行なっている 22 団体



ウ 給食実施の状況 ★給食を実施している 20 団体



★全国状況のまとめ★

- 学校は小規模校が多く、教職員の規模は、15名程度である。
- 在籍者の約7割は、外国籍生徒である。
- 在籍者の年齢層は、どの年代も一定程度在籍している。
- 入学希望理由は、日本国籍と外国国籍で異なる。
- 卒業生の約6割は、高校進学や就職をしている。
- 生徒への支援として、相談や経済的な支援を行っているところが多い。

II 三重県における取組状況について

1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況

・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（「教育機会確保法」）の成立後、三重県における夜間中学等の就学機会確保の在り方について、検討を進めてきました。具体的には、令和元年度・令和2年度に県内ニーズ調査の実施、令和2年度に有識者を交えた「夜間中学等の就学機会確保の在り方に関する検討委員会」の開催、令和3年度からみえ夜間学級体験教室「まなみえ」の開催、令和4年度に夜間中学入学希望調査の実施、「三重県における公立夜間中学設置等に係るワーキングチーム」の開催に取り組みました。

【国勢調査】(令和2年度)

- ・県内の未就学者 1,845人（15歳以上人口比0.12%）
- ・最終学歴が小学校 14,805人（15歳以上人口比1.0%）

【県内ニーズ調査】(令和2年度)

- ・「夜間中学での義務教育」の学び直しを希望 53件

内訳：12市町（桑名市、いなべ市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、菰野町、御浜町）

- ・「一部の分野・教科」の学び直しを希望 32件

【夜間中学入学希望調査】(令和4年度)

- ・入学希望者 108名

内訳：9市町（四日市市（49名）、鈴鹿市（17名）、津市（16名）、桑名市、亀山市、松阪市、伊勢市、伊賀市、菰野町）

【夜間中学体験教室「まなみえ】(令和3年度～5年度)

- ・累計申込者数 37名

・夜間中学への入学を希望する生徒が広域的に存在し、かつ、特定の人数の偏りが見られないこと、県内全域からの入学者の受入れを円滑に行うことができること、市町が単独で設置運営することが難しいことなどから、令和4年10月、県立夜間中学を設置する方針を表明しました。

2 設置場所について

設置場所	住 所
三重県立みえ夢学園高等学校（研修棟）	津市柳山津興1239

- ・県立みえ夢学園高等学校は、定時制課程・総合学科。夜間部に152名在籍（R5.5現在）
- ・津駅（近鉄・JR）からバス14分と徒歩1分、阿漕駅（JR）から徒歩13分。
- ・研修棟は、定時制夜間部生徒が使用する教室棟から独立している。食堂あり。

3 みえ夜間学級体験教室「まなみえ」

(1) 経緯

令和元年度・令和2年度のニーズ調査において、学び直しに対するニーズが一定程度認められたことから、対象者等の夜間中学への理解を深めることと、詳細なニーズを把握することを目的として、一定期間の実証的検証を行うこととしたしました。

(2) 開催期間・内容

○令和3年度（全20回）

期間：10月5日（火）から12月14日（火）（毎週火・木）全20回
18時～20時まで（45分授業×2限）

内容：中学校1年生の国語と数学を中心（小学校の復習も随時行う）

○令和4年度（全50回+校外学習1回）

期間：1学期：4月25日（月）から7月7日（木）（毎週月・火・木）全30回

2学期：9月上旬～10月中旬（毎週月・火・木）全20回
18時～20時30分頃まで（40分授業×3限）

内容：中学校1年生の国、社、数、理、英と実技教科を中心（小学校の復習も随時行う）

○令和5年度（全48回+校外学習2回）

期間：前期：5月12日（金）から10月13日（金）（毎週金・隔週水）全24回
後期：10月18日（水）から2月21日（水）（毎週金・隔週水）全24回
18時～20時30分頃まで（45分授業×3限）

内容：中学校1年生の国、社、数、理、英と実技教科を中心（小学校の復習も随時行う）
教科により、講座をI（新規で学習する方対象）とII（継続して学習する方対象）
に分けて実施

(3) 会場

津会場：三重県総合教育センター

四日市会場：三重県立北星高等学校

(4) 受講状況

ア 申込状況

（人）

	申込者数	年代	外国につながる方	オンライン
R 3	14	10～50代	7	0
R 4	21	10～50代	11	1
R 5	16	10～40代	8	3

イ 居住地別

(人)

市町別		R3	(外国にルーツ) (オンライン)	R4	(外国にルーツ) (オンライン)	R5	(外国にルーツ) (オンライン)
四日市会場	1 いなべ市	1	(1) (0)				
	2 四日市市	4	(3) (0)	5	(3) (0)	4	(3) (1)
	3 鈴鹿市			3	(3) (0)	2	(2) (0)
	4 菊野町	2	(0) (0)	2	(0) (0)	1	(0) (0)
	5 県外			1	(1) (0)	1	(1) (0)
	計	7	(4) (0)	11	(7) (0)	8	(6) (1)
津会場	1 津市	3	(1) (0)	7	(3) (0)	4	(0) (1)
	2 松阪市	1	(0) (0)	2	(1) (0)	3	(2) (0)
	3 亀山市	2	(1) (0)	1	(0) (1)	1	(0) (1)
	4 名張市	1	(1) (0)				
	計	7	(3) (0)	10	(4) (1)	8	(2) (2)
合計		14	(7) (0)	21	(11) (1)	16	(8) (3)

ウ 年代別 (R5)

(人)

	四日市	津	計
10代	2	4	6
20代	4	3	7
30代	2	0	2
40代	0	1	1
合計	8	8	16

エ 通学方法別（R5）

(人)

	四日市	津	計
公共交通機関	5	2	7
自家用車	2	4	6
オンライン	1	2	3
計	8	8	16

(5) 令和5年度申込者に対するアンケートより（R5. 7月実施）【回答13人】

○参加理由（自由記述）

- ・学び直しをしたい 5人
(家庭の事情や不登校により、十分に学ぶことができなかつた。
進学したが、勉強がわからない等)
- ・学校というものがどんなものか知りたかった 1人
- ・学びたい 2人
- ・高校に進学したい 3人
- ・人とコミュニケーションをとりたい 2人
- ・日本語と日本の歴史や文化について学びたい 3人

○満足度

- ・満足 12人
- ・まあまあ満足 1人
- ・あまり満足していない 0人
- ・満足していない 0人

○感想（自由記述）

- ・親身に同じ目線で話してくれる方ばかりで、最初の日にここで学びたいと思いました。感謝しかないです。
- ・もう一度、勉強を教わる機会を与えてもらえて嬉しいです。
- ・深い学びが得られている。勉強そのものよりも、さまざまな国からきた仲間との交流で学ぶことのほうが多いです。言葉が通じないからこそ、わかり合えることもあると教えてもらっています。
- ・授業はわかりやすく、先生は親切に教えてくれます。でもときどき聞きづらいです。
- ・校外学習や交流の機会が増えてきた。体育の授業やスポーツ大会もしたい。
- ・今は、学校へ楽しく通っています。まなみえのおかげです。ありがとうございます。
- ・わからないときは、ゆっくり教えてほしいです。

★R5体験教室「まなみえ」の特徴★

- 参加者の約8割が10～20歳代である。
- 参加者の約半数が外国につながりがある。
- 参加者の約2割が通信制の高校へ在籍しながら参加している。
- 参加者の約2割がオンラインで参加している。
(理由：子育て。直接コミュニケーションをとるのが苦手。)
- 参加者の学びへの意欲が高く、満足度も高い。

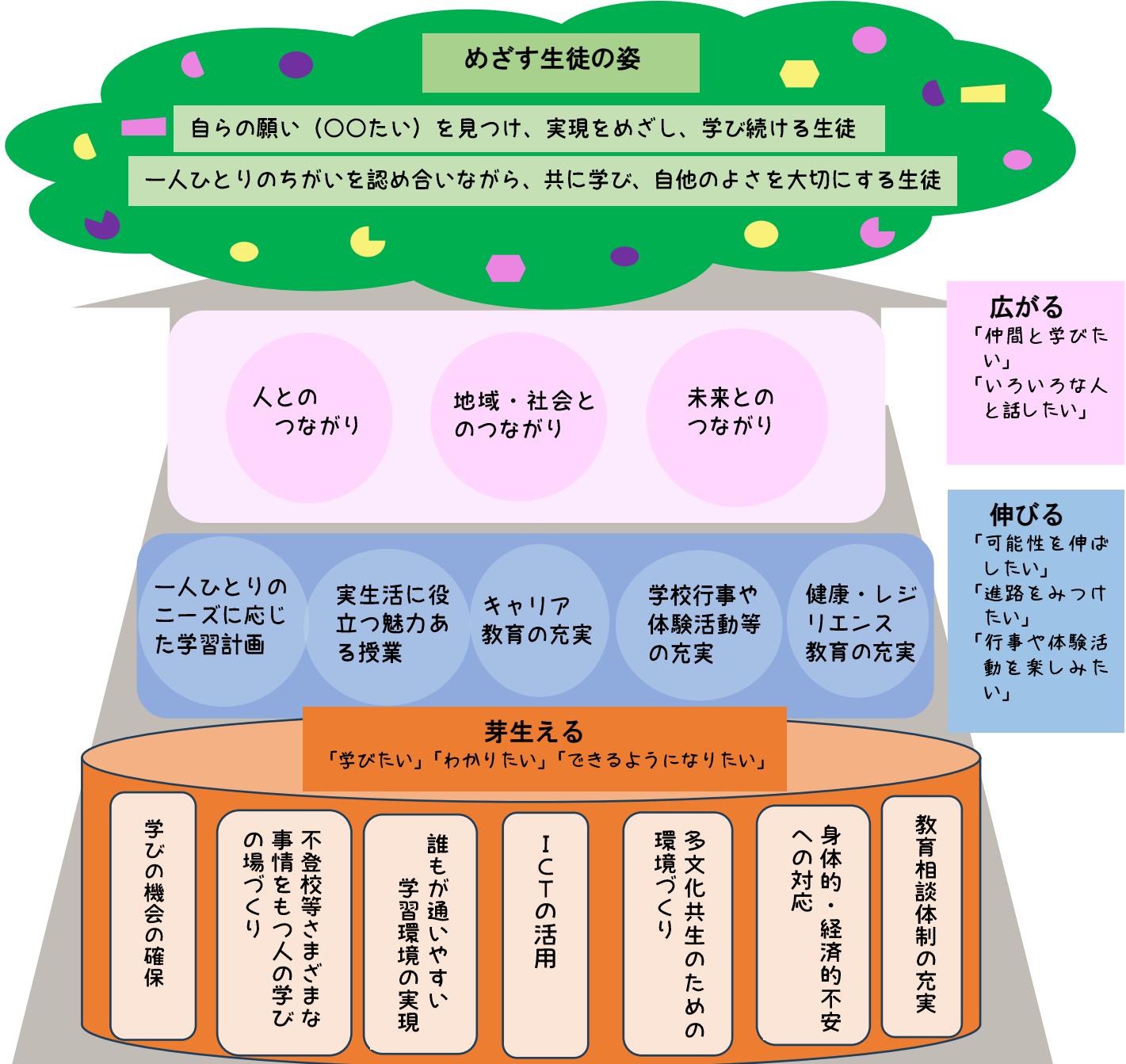
★体験教室「まなみえ」からみえてきたこと★

- 継続して実施してきたことで、どのようなニーズがあるかを把握できた。
- 個々の生徒の状況や多様なニーズにどのように対応していくか、どのようにコース設定をするか、質の高い学びをどのように保障していくかを考えていく必要がある。
 - ・今年度より、2講座制にしたが、日本語指導が必要であったり、特別な支援が必要であったり、習熟度の差がある。
 - ・途中参加されなくなった理由として、もっと速いスピードで学びたいという方がいる。
 - ・個で学びたいという方、集団で学びたいという方がいる。
 - ・中心的に学びたい教科がある方がいる。
 - ・仕事や学校の都合で、毎日通うことができない方がいる。
 - ・オンラインであれば参加できる方がいる。
- 参加者の卒室後の見通しについて、相談体制等どのような支援ができるのか考える必要がある。
- 連絡、相談体制を整えるなど、保護者の関係構築を図る必要がある。
- 自宅から会場までの距離によって、通うための交通費等の金銭面の負担が大きく、支援の在り方について考える必要がある。
- 広報活動を充実させ、夜間中学や体験教室への理解と、必要としている方への周知を図る必要がある。
- 現在参加されている方の学びの継続をどう確保するかについて考える必要がある。

III 三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）

一人ひとりの願い（〇〇たい）が 芽生える 伸びる 広がる 学校

- ・年齢や国籍、学びの経験を越えて、学ぶ楽しさを実感し、自分の願いや夢へのチャレンジが芽生える学校
- ・安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、願いや夢をかなえる力が伸びる学校
- ・語り合い、認め合い、学び合いながら、さまざまなつながりを通じて、卒業後のイメージが広がる学校



IV 三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

IV-1 芽生える

1 学びの機会の確保

さまざまな理由により、義務教育を十分に受けられなかつた方の「学びたい」という願いや思いを大切にし、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすため、生徒を柔軟に受け入れて、義務教育の内容を学ぶ機会を提供します。

【入学対象者】

三重県内に在住・在勤の学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた人で、以下のいずれかの要件を満たす人を入学対象とする。

- さまざまな理由により義務教育を修了していない人
- 不登校などの理由により義務教育を十分に受けられなかつた人
- 本国やわが国で義務教育を修了していない外国籍の人
- その他学校長が入学を認めた人

※ 学齢期の生徒も受け入れができるよう、「学びの多様化学校」¹の指定を文部科学省へ申請する。

【学校規模】

全校生徒50人程度を想定する。

【修業年限】

通常の中学校と同様に3年間で中学校の教育課程を修了することとするが、個々の状況に応じて、最長9年を目安として在籍を可能とする。

【入学時期・編入学対応】

4月入学を基本としつつ、年度途中の入学希望者に対しても、個々の状況に応じて入学を認めることとする。また、適切な学びの期間を設定するため、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とする。開校時においても、入学希望者の学習状況（外国につながりのある方は、日本語能力を含む）を確認し、すべての学年への入学を可能とする。

【教職員】

さまざまな生徒を受入れ、個に応じたきめ細かな指導や、異年齢同士の探究的な学習等の多様な学びに対応できるような指導・支援体制を構築するため、教職員を十分に配置するとともに、学習支援員やスクールサポートスタッフ等の参画を得ます。

¹ 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらず特別の教育課程を編成することができるとする特例措置によって文部科学大臣から指定された学校。

2 不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくり

誰一人取り残さない教育の実現に向け、不登校学齢生徒にも多様な教育機会を確保する観点から、「学びの多様化学校」の指定を申請することに加え、在籍校に籍を残したまま夜間中学において受け入れることも検討します。また、義務教育を十分に受けられないまま、高等学校や専修学校等に入学した方についても、在籍校に籍を残したまま、夜間中学の学びの場に参加できるよう検討します。これら学齢期の生徒や在籍校に籍を残したまま夜間中学の授業に参加する生徒については、市町教育委員会や在籍校と綿密に協議した上で受け入れることに留意します。

3 誰もが通いやすい学習環境の実現

生徒が、それぞれの事情に合わせて、学ぶ時間を選択することができるよう、昼間部と夜間部を設置します。また、通学が困難な生徒のため、分校又は分教室の設置を検討します。

【時間割（イメージ例）】月～金 週5日

校時		授業時間
0校時（昼①）	15：25～16：05	40分
1校時（昼①）	16：10～16：50	40分
2校時（昼②）	16：55～17：35	40分
HR	17：35～17：45	
3校時（昼③）（夜①）	17：45～18：25	40分
食事・休み時間	18：25～18：45	
4校時（昼④）（夜②）	18：45～19：25	40分
5校時（夜③）	19：30～20：10	40分
6校時（夜④）	20：15～20：55	40分

※上記はイメージ例であり、令和6年度に詳細の検討を進める。

4 I C Tの活用

1人1台端末等の情報通信技術（I C T）を日常的に活用することにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を組み合わせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。また、必要に応じて1人1台端末を活用し、教育上適切な配慮の下、授業が行われる教室以外の校内で履修したり、授業のみならず端末を自宅に持ち帰って自主学習したりするなど、いつでもどこでも学ぶことができる環境を整備します。

5 多文化共生のための環境づくり

国籍や母語、文化の違いを越えて、誰もが安心して、共に学ぶことができる教育環境づくりを目指します。具体的には、初期日本語指導の実施等、日本語教育を充実させるとともに、日本文化への理解が促進する授業を行います。また、やさしい日本語による対話やお互いの国の文化を知る授業等を通して、生徒が多文化共生について考える教育を実践します。

6 身体的・経済的不安への対応

夜間中学は、学びのセーフティーネットとしての役割が求められていることから、身体的事情により就学を断念することがないよう、バリアフリーやユニバーサルデザインを考慮した施設・設備を整備します。また、健康面に配慮して、県立みえ夢学園高等学校の食堂を活用し、食事できるようにします。さらに、経済的事情により就学を断念することがないよう、生徒負担の軽減に努め、各市町と連携しながら就学支援体制づくりに取り組みます。

7 教育相談体制の充実

学習や生活上の悩み、将来に向けての不安等さまざまな相談を受け、生徒の気持ちに寄り添い、生徒と教職員の共感的な人間関係を構築するとともに、スクールカウンセラー²やスクールソーシャルワーカー³、日本語に不安をもつ生徒・保護者への対応が可能な通訳を活用するなど、きめ細かな教育相談体制を整備します。

² 生徒たちの心の悩みに対応することを目的とする専門家の総称。精神科医のほか、公認心理士、臨床心理士、学校心理士等があり、生徒へのカウンセリングや教職員および保護者に対する助言・援助を行う。

³ 教育機関を活動の場とする福祉事業（ソーシャルワーク）従事者。主に、生徒の立場から、問題解決ができる環境づくりを推進することを旨とする。

IV-2 伸びる

1 一人ひとりのニーズに応じた学習計画

学齢期を過ぎた生徒が「夜間中学」として特別に編成された教育課程を、小学校の学習内容も含め一人ひとりの習熟の度合いや理解の進度に応じて学ぶコースと、学齢期の生徒が「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコースを設定します。

各コースでは、個別最適な学びの実現のため、生徒の実態に応じて、一斉授業、グループ学習、個別指導を組み合わせた柔軟な授業を展開するとともに、探究的な学習や教科横断的な学習も行います。また、2つのコースの生徒が、各教科等で交流学習を行うなど、協働的な学びを行う機会を設定します。

学習指導要領に沿った学びを基本とし、いずれのコースであっても、生徒一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて、学習内容を個別に計画し、個に応じた授業の実現に向けて取り組みます。

さらに、日本語に不安を持つ生徒への配慮として、やさしい日本語による授業を行ったり、集中的に初期日本語指導を受けられたりするようにします。

【コース】

Aコース：「夜間中学」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

Bコース：「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

Aコース（年間授業時数700時間程度）	Bコース（年間授業時数750～770時間程度）	
中学1～3年生の内容 (小学校の内容を一部取り扱うこともある)	ファースト	中学1年生の内容
	セカンド	中学2年生の内容
	サード	中学3年生の内容

※コース名は、仮称とする。

2 実生活に役立つ魅力ある授業づくり

生徒が、身につけた知識・技能を、将来の夢の実現や実生活に役立てられるよう、さまざまな学習教材の活用や探究的な学習の実施等、魅力ある授業づくりに取り組みます。また、教職員が、生徒の学習による伸びを積極的に認めるとともに、生徒が自らの成長を実感し自信を得られるよう支援します。

【授業（例）】

三重の文化・伝統に関する学習、人権教育、防災教育、消費者教育、芸術活動

3 キャリア教育の充実

自分の人生を豊かにしていくために、学びと将来の夢とのつながりを意識し、卒業後の進路はもとより、将来を設計できる能力を身につけ、生徒自ら自己肯定感・自己有用感を高められるようキャリア学習支援員⁴や就職実現コーディネーター⁵等を活用したキャリア教育を推進します。

4 学校行事や体験活動等の充実

高校や地域、企業と連携・協働して、学校行事や体験活動の機会を充実させることで、生徒が、学校ならではの活動を楽しめるようにします。また、主権者意識の涵養のため、生徒自ら学校をつくっていくという生徒会活動を充実させます。

【学校行事や体験活動（例）】

体育祭、文化祭、校外学習、文化芸術鑑賞、eスポーツ、清掃活動、地域との交流

5 健康・レジリエンス教育の充実

生徒一人ひとりが、身近な生活における健康課題に関する意識や知識を高め、予防的な生活習慣の獲得や行動変容につながるよう健康教育を推進します。また、学校生活や友人関係でのつまずきをしなやかに受け止めて、乗り越えることができるよう、レジリエンス教育を取り組みます。

【健康・レジリエンス教育（例）】

がん教育、性教育、ソーシャルスキルトレーニング

⁴ キャリア教育や就職支援に係る業務の経験等を有する人材。キャリア学習を推進するとともに、卒業年次の生徒への就職支援を行う。

⁵ 企業等で人事部門の経験等を有する人材。新たな求人開拓や就職相談、企業情報の提供による就職支援及び職場定着支援を行う。

IV-3 広がる

1 人とのつながり

さまざまな年齢や国籍の生徒が在籍する特徴を活かし、互いの多様さを尊重しながら、生徒も教職員とともに学び合える環境をつくります。学年やコースを越えて仲間と学習したり、活動したり、語り合ったりする機会をつくるとともに、県立みえ夢学園高等学校と併設することを活かし、授業や学校行事において交流したり、オンラインを通じて他の夜間中学等と交流したりする機会を設けます。

2 地域・社会とのつながり

地域学校協働活動等、地域の方々とつながる機会を設定し、地域・社会の温かい見守りや励ましを通じて、生徒が自分の良さや可能性に気づき成長できるようにします。

また、三重の自然、歴史や文化に触れる体験的な学びを通じて、郷土への関心をもち、愛着と誇りの醸成を図ります。

3 未来とのつながり

高等学校や専修学校への進学、就職等、生徒が望む進路を実現し、卒業後の新たな場所での活躍につながるよう、夜間中学において個々のニーズに合わせた学習・体験活動の提供に取り組みます。

IV-4 円滑な学校運営のために

1 教職員の働きやすさの確保

学校が教職員のウェルビーイングを確保することが生徒たちのウェルビーイングを高めることにつながることから、コミュニケーションの活性化を図りながら、教職員がゆとりとやりがいをもって生徒と向き合う時間の確保や、きめ細かな対応ができる場づくりに取り組みます。具体的には、円滑に執務、作業、打ち合わせ等を行えるスペースやリフレッシュスペースの確保、校務のＩＣＴ化等に取り組みます。

2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

公立夜間中学は、主役である生徒の他、保護者や地域の方々のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要があります。そのため、開校後も学校運営協議会の開催などにより、継続的に学校の運営状況を確認・改善するとともに、学校・家庭・地域が連携し、双方向の地域学校協働活動に取り組みます。

3 関係機関等との連携

- (1) 各市町の教育委員会と連携し、夜間中学の運営に関する情報を共有するとともに、生徒の円滑な受け入れのため、就学支援や広報、相談窓口の設置について対応を協議します。
- (2) ひきこもり支援等の社会福祉や医療に係る関係機関と連携し、社会的支援や医療的配慮が必要な生徒に対して、社会的孤立が起こらないよう支援します。
- (3) 外国人児童生徒の学習支援を行う団体と連携し、外国につながる方に対する学びの支援に取り組みます。

4 県内の教職員へ理念の普及

県立夜間中学に勤務する教職員に対して、やさしい日本語等の研修機会の充実を図るとともに、県内の教職員に対して、県立夜間中学での研修機会を提供するなど、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努めます。

5 県民への広報・周知

関係機関と連携しながら適切な時期に説明会を開いたり、多言語版リーフレットを作成したりするなど、対象となる方やその周りの方々に届く情報提供を進めるとともに、県民のみなさまに夜間中学を広く理解していただくための広報・周知に取り組みます。

資料編

【資料1】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要について ······ P22

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第3次改訂版）抜粋」)

【資料2】

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） ······ P25

(出典：文部科学省「夜間中学の設置・充実に向けて（手引第3次改訂版）抜粋」)

【資料3】

夜間中学における教育課程の特例について

（学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の概要） ······ P27

(出典：文部科学省通知)

【資料4】

夜間中学の設置促進等に係る政府方針等 ······ P28

【資料5】

夜間中学設置検討委員会 委員名簿 ······ P29

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の概要について（平成二十八年十二月十四日法律第百五号）

I. 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等

（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、学齢期を経過した者（その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。）であって学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする
 - ・夜間中学を新たに設置すること
 - ・夜間中学を既に設置している場合は、受け入れる対象生徒の拡大を図ることなどに取り組むことが求められる
- 2 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

VI. その他

- 1 公布日から2ヶ月後に施行（IVは、公布日から施行）
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

**義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する
基本指針（概要）** （平成29年3月31日文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置づけ
- 基本的な考え方
 - ・不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
 - ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
 - ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと
 - ◆就学に課題を抱える外国人の子どもに対する配慮等が必要
 - ・夜間中学等における就学の機会の提供等
 - ◆設置の促進や多様な生徒の受け入れを推進することが必要
 - ・国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力のある学校づくり
 - ・魅力あるより良い学校づくり
 - ・いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ◆不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進等
 - ・不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ◆特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体との連携、ICT等を通じた支援や学校訪問、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性等
 - ・不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ◆教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

○ 夜間中学等の設置の促進等

- ・設置の促進
 - ◆ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第 15 条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
- ・既設の夜間中学等における教育活動の充実
- ・自主夜間中学に係る取組

○ 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受け入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 教材の提供その他の学習支援
- 国民の理解の増進
- 相談体制等の整備
- 人材の確保

夜間中学における教育課程の特例について (学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の概要)

<趣旨>

義務教育未修了である学齢期を経過した者等（以下「学齢経過者等」という。）の就学機会の確保に、中学校夜間学級（いわゆる夜間中学）が重要な役割を果たしていることから、今後、夜間中学の設置等を促進するためにも、夜間中学において学齢経過者に指導を行う際、その実情に応じた特別の教育課程を編成できるよう制度を整備（学校教育法施行規則を改正）。

<概要>

- 夜間中学において、学齢経過者等に対し、その年齢、経験又は勤労の状況等の実情に応じた特別の指導を行う必要がある場合、特別の教育課程によることができる。
- 特別の教育課程は、学習指導要領を踏まえつつ
 - ①各教科等の内容のうち、当該学齢経過者等が各学年の課程を修了又は卒業を認めるに当たって必要な内容によって編成すること。
 - ②中学校段階においては、小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱うことができるものとすること。
 - ③その編成に当たり、特別の教育課程を実施するために必要な授業時数を適切に確保するものとすること。

<留意事項>

- 学齢経過者等を指導する際、実情に応じた特別の指導を行う必要があるか否かの判断は、学校長が行うこと。
- 学齢経過者等は既に社会生活や実務経験等により一定の資質・能力が養われていることの評価の上に、特別の教育課程は義務教育の目標（学校教育法第21条に規定）を達成するうえで必要な内容により編成すること。
- 学齢経過者に対する特別の教育課程の内容は、学校長が判断すること。
- 昼間の中学校で不登校となっている学齢生徒を夜間中学で受け入れる場合は、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき、不登校特例校に係る申請を要する。

<関係法令>

学校教育法施行規則第56条の4、第79条、第79条の6、第108条第1項及び第132条の5

※ 本制度は、平成29年3月31日から適用

夜間中学の設置促進等に係る政府方針等について

菅内閣総理大臣答弁(令和3年1月25日衆議院予算委員会)

夜間中学は、高齢のかたや不登校経験者など十分な教育を受けられなかつた方々に対し、また、日本で生活する外国人の方々を受け入れる重要な役割を果たしている、このように認識しております。

引き続き、夜間中学の教育活動を支援するとともに、今後5年間で全ての都道府県・政令都市に夜間中学が少なくとも1つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市会長の協力を得て、取り組んでいきたい、このように思います。

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

○夜間中学の設置・充実

- 学齢経過者であつて小・中学校等における就学の機会が提供されなかつた者の中に、就学機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間中学の設置を促進するとともに、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずる。具体的には、夜間中学は、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となつてゐる学齢生徒等の多様な生徒を受け入れる重要な役割を担つてゐることから、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する。

夜間中学設置検討委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

○	うとう 宇藤 美帆	公益財団法人三重県国際交流財団国際教育課長
◎	おかだ 岡田 敏之	基礎教育保障学会会長
	かわぐち 川口 佳奈枝	みえ夜間学級体験教室「まなみえ」参加者
	さかとく 酒徳 宏	津市立東橋内中学校校長
	しょうむら 庄村 哲	三重県立みえ夢学園高等学校校長
	しろのうち 城之内 庸仁	一般社団法人基礎教育保障研究所理事長
	しんや 新矢 麻紀子	大阪産業大学国際学部国際学科教授
	たけざわ 竹澤 尚美	伊勢市ひきこもり地域支援センターつむぎセンター長
	なかた 中田 雅喜	松阪市教育委員会教育長
	ほんだ 本田 実	亀山市立亀山中学校教諭

※◎：委員長、○：副委員長

